



やるき  
ほんまき  
き  
さ  
き

# 木佐木

神奈川県議会議員  
日本共産党

2024.5.29  
木佐木ただまさ news  
発行：党横浜北東地区委員会  
横浜市鶴見区潮田 3-147-6  
TEL：045-511-1021

Profile  
▶1984年山口県出身  
▶鶴見区馬場在住  
▶神奈川大学法学部卒  
▶よこはま健康友の会会長  
▶横浜東民商顧問

## 警察組織でも合理的配慮の提供推進を



討論の動画は YouTube「共産党どうでしょう」からご覧いただけます

### 一審では県警が敗訴

5月20日の議会で、2019年に警察官が視覚障害のある方に事情聴取をした際、本人の同意なく住居に立ち入ったことや障害者に対する合理的配慮の提供がされなかったことなどについて訴訟が起こされ、2024年3月21日に神奈川県が敗訴し、4月4日に控訴をした専決処分の承認を求める議案が提案されました。

県の控訴理由としては、本人の許可を受けて居室に入っているため、判決には事実誤認があること。また、障害者に対する合理的配慮の提供についての法律判断に誤りがあるというものでした。

今回の議案の賛否を判断するに当たり、私たちが特に重視したことは、合理的配慮の考え方と具体的な場面での対応、今後合理的配慮の提供をどのように推進していくかという点でした。

警察官は玄関に入る際、原告の女性から白杖を示され、原告の男女ともに視覚障害があること、女性には聴覚障害があることを告げられていました。

県警は、障害者差別解消法第7条2項の合理的配慮の提供について「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、

合理的配慮をしなければならず、今回の事案では社会的障壁の除去に努める法的義務はない。」と主張しました。しかし、このとらえ方は、障害のある当事者目線からの主張とは言えず、合理的配慮の提供をあまりにも矮小化したものと言えます。

この点について裁判所の判断の中でも指摘されています。

裁判所は、法が規定している「意思の表明」については、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることが伝えられることを指し、警察官が障害者の障害について認識し、配慮すべき事項が明白でそのための手段や方法が合理的に想定できる場合にも合理的配慮の提供義務が生じるとし、今回の事案は義務違反が生じているとしています。

私たちは、この裁判所の判断が大切だと考えます。

### 指摘を受け止め教訓にすることこそ

警察官は、障害者に対して合理的配慮を提供する必要性がある一方で、生命などに係る緊急性のある事案もあり、こういった状況で、どのような配慮を行うかの判断に迷うこともあると思います。そういった状況に際して現場の警察官が少しでも判断しやすくするためには、今回のような事案を振り返り、今後の教訓とするべきです。

控訴することは、この時の対応を正当化するものとなり、原告側の問題提起を受け止めない姿勢といえます。早期にこの事例を検討し、県警として具体的な事例集などを作り、現場の警察官がわかりやすく、学ぶことができるようにする必要があります。これらから共産党は議案に反対しました

